

令和6年度 鶴ヶ島市 保育所等施設入所基準

- 1 父・母の基準指数（表1）の合算で決定する。
- 2 審査基準指数＝基準指数（表1）＋調整指数（表2）
- 3 入所要件が2項目以上にわたる場合は、基準指数（表1）の高い方とする。
- 4 市外在住者については、市内在住者の入所審査後に審査するものとする。
- 5 同一指数の場合の優先順位については、同点の場合の優先順位（表3）のとおりとする。

優先順位は、番号の順に比較項目の優先度を比べ、「優」の欄に該当するものから順に定めるものとする。

【表1 基準指数】

父・母の状況(同居の親族、その他の方が保育に当たれない場合)					
類型	細目	適用	指数	入所承諾期間	
就労※1	常勤・自营 (内定を含む。)	月160時間以上の就労を常態	10	必要な期間	
		月140時間以上160時間未満の就労を常態	9		
		月120時間以上140時間未満の就労を常態	8		
		月100時間以上120時間未満の就労を常態	7		
		月80時間以上100時間未満の就労を常態	6		
		月64時間以上の就労を常態	5		
内職	月64時間以上の子から離れて行う就労を常態	5			
育児休業期間延長(減算)	兄弟姉妹在園中における下の子の申込時に育児休業期間延長を希望する場合に減算 ※希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。	-20			
就学	学生	就学・技術習得のため、勉強している方(就労の適用に準ずる。)	5~10		
出産	出産(母)	出産予定月とその前2か月と後3か月(最長6か月間)	10	6か月以内	
疾病等※2	疾病入院	おおむね1か月以上の入院	10	必要な期間	
	居宅療養	常時臥床	疾病のためおおむね1か月以上常時臥床		10
		精神・感染症	医師が長期療養(安静)を要すると診断した方		10
		一般療養	医師がおおむね1か月以上療養(安静)を要すると診断した方		8
		その他	疾病は比較的軽症だが、定期的に通院を要する方		6
心身障害	重度	身体障害者手帳1級又は2級を所持している方 精神障害者健康福祉手帳1級又は2級を所持している方	10	必要な期間	
	中度	身体障害者手帳3級又は4級を所持している方 精神障害者健康福祉手帳3級を所持している方	8		
	軽度	身体障害者手帳5級又は6級を所持している方	5		
病人看護等※3	入院付添	おおむね1か月以上の親族の入院・付添に当たっている方	10	必要な期間	
	心身障害者介護	心身障害者の介護、通園・院・学に当たっている方	9		
	居宅内看護	同居の家族の長期居宅療養等介護に当たっている方	7		
	介護	要介護4以上	介護保険制度の要介護認定を受けている方の介護に当たっている方		10
		要介護2以上			8
その他		5			
※老人ホーム・介護施設等を利用している場合、利用日を除いて月64時間以上の介護に当たっていることが原則					
災害	家庭の災害	火災、風水害等で家屋が失われ復旧に当たる場合	10		
その他	就労確約	申込時に一月の最低労働時間が64時間を下回る勤務を常態	4	3か月以内	
	求職	求職のため、日中外出を常態	3		
	家庭事情	家庭状況等に特別な理由があり、市長が保育を必要と認めた場合	その事情を 勘案し決定	必要な期間	

- ※1 就労時間は休憩時間を含む。育児のための短時間勤務制度を利用している場合は、通常の勤務時間で算定を行う。
- ※2 疾病の指数について、日中の保育ができない旨と、療養期間の記載がある診断書が必要。記載がない場合は、求職活動の指数を使用し、認定期間も3か月間とする。
- ※3 介護・看護の指数における介護・看護の対象となる方は、保護者から3親等以内の親族（内縁関係者を含む。）を指す。

【表2 調整指数】

父・母の状況(同居の親族、その他の方が保育に当たれない場合)			
類型	細目	適用	指数
保護者の状況	ひとり親世帯※1	父の死亡、離別、行方不明、拘禁	18
		母の死亡、離別、行方不明、拘禁	18
	単身赴任	父、母のどちらかが単身赴任の場合	3
	市外勤務	保護者及び60歳未満の同居者の就労先の勤務地が全員市外の場合	1
	産後復帰	産前産後休暇から育児休業を取得せずに復帰する場合	1
	育児休業	育児休業取得により、一時退園し、同じ園に育児休業明けに再入園の場合	50
兄弟姉妹	兄弟姉妹在園※2	申込児以外の子が市内の認可保育施設に在園中の場合	2
	双生児	双生児以上の申込みの場合	1
	多子世帯	申込児を含め、未就学児童が2人以上いる場合	未就学児童数-1
児童の状況	保育施設在園※3	申込児を保育施設(認可外保育施設、ベビーシッター等)に有償で預けているのを常態(一時預かりは対象外)	1
	障害児※4	集団保育が可能で、かつ集団保育を必要とする障害児の場合	10
	小規模保育施設等卒園児※5	申込児が小規模保育施設、事業所内保育施設又はいちご保育園の卒園児である場合	10
その他	生活保護世帯	生活保護法による被保護者世帯	1
	その他	家庭状況等に特別な理由があり、市長が保育を必要と認めた場合	その事情を 勘案し決定
	市内保育施設勤務※6	保護者が保育士資格又は幼稚園教諭の資格を有しており、かつ市内の保育施設、幼稚園、認定こども園などで保育に従事する場合	4
	市外保育施設勤務※6	保護者が保育士資格又は幼稚園教諭の資格を有しており、かつ市外の保育施設、幼稚園、認定こども園などで保育に従事する場合	1
	60~69歳同居者有(減算)※7	祖父母等同居の親族その他の方が十分保育できないと主張している方 ※保育ができない理由を示す書類(就労証明書等)を提出した場合は減算なし。	-1
	50~59歳同居者有(減算)※7	祖父母等同居の親族その他の方が十分保育できないと主張している方 ※保育ができない理由を示す書類(就労証明書等)を提出した場合は減算なし。	-3
	49歳以下の同居者有(減算)※7	祖父母等同居の親族その他の方が十分保育できないと主張している方 ※保育ができない理由を示す書類(就労証明書等)を提出した場合は減算なし。	-5
	保育料滞納	保育所保育料を正当な理由がなく滞納している場合(指数に滞納月数を乗じる。)	-1
	管外受託	在勤者	父、母のどちらかの勤務地が鶴ヶ島市内の場合(転入確約者を除く。)
在勤者以外		父、母の勤務地が鶴ヶ島市外の場合(転入確約者を除く。)	-8

- ※1 「ひとり親に準ずる世帯」も、ひとり親世帯として適用し、離婚調停中かつ保護者の住民票が別々の場合などを指す。
- ※2 兄弟姉妹で重複して加点は行わない。
- ※3 勤務先の託児所も含む。
- ※4 医師の診断書に集団保育が可能、かつ必要であることが記載された診断書の提出が必要。
- ※5 4月入所申込みの場合は、卒園予定の児童も対象。
- ※6 父・母それぞれに加算。
- ※7 同居者の年齢は、入所申込み年度の4月1日時点の年齢。

【表3 同点の場合の優先順位】

番号	比較項目	優先度	
		優	劣
1	新規申込み(保育所変更申込みは除く。)	該当	非該当
2	ひとり親世帯	該当	非該当
3	生活保護世帯	該当	非該当
4	調整指数が同数の場合は、基準指数	高い	低い
5	保育の利用を必要とする理由が災害復旧	該当	非該当
6	保育の利用を必要とする理由が疾病等	該当	非該当
7	保育の利用を必要とする理由が就労	該当	非該当
8	保育の利用を必要とする理由が病人看護等	該当	非該当
9	保育の利用を必要とする理由が妊娠・出産	該当	非該当
10	保育の利用を必要とする理由が就学	該当	非該当
11	保育の利用を必要とする理由が求職	該当	非該当
12	希望保育施設に兄弟姉妹が在園	該当	非該当
13	世帯員の中の未就学児数	多い	少ない
14	世帯員の中の13歳未満の子の数	多い	少ない
15	世帯員の中の18歳未満の子の数	多い	少ない
16	両親の就労先所在地	遠い	近い
17	祖父母の居住地	遠い	近い
18	子の属する世帯の収入	少ない	多い
19	連携施設申込み	該当	非該当
20	保留期間	長い	短い